

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(抄)

— 平一八・三・一四 —
— 厚 勞 令 三 五 —

最終改正 平三〇厚勞令四

第一章 総則

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第百十五條の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五條の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五十七條第四号(第六十一條において準用する場合に限る。)、第五十八條、第五十九條、第百四十五條第六項(第百八十五條において準用す

る場合に限る。)、第百八十八條、第百八十一條、第百六十七條(第百八十条において準用する場合に限る。)、及び第百七十九條の規定による基準

二 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第百八十三條第一号及び第二項第一号並びに附則第四條(第百八十三條第二項第一号口に係る部分に限る。)、の規定による基準

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十九條の二第二項(第六十一條及び第百八十条において準用する場合に限る。)、第四十九條の三(第六十一條、第百八十五条及び第百八十条において準用する場合に限る。)、第五十三條の五(第六十一條、第百八十五條及び第百八十条において準用する場合に限る。)、第五十三條の十(第六十一條、第百八十五條及び第百八十条において準用する場合に限る。)、第百三十三條第一項(第百八十五條において準用する場合に限る。)、第百三十六條(第百八十五條において準用する場合に限る。)、及び第百四十五條第七項(第百八十五條において準用する場合に限る。)、の規定による基準

四 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第百八十二條の規定による基準

五 法第百十五條の二の二第二項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第百三十條(第百六十六條において準用する場合に限る。)、第百四十五條第六項(第百六十六條において準用する場合に限る。)、及び第百六十五條第二号の規定による基準

六 法第百十五條の二の二第二項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第百六十五條第一号の規定による基準

七 法第百十五條の二の二第二項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十九條の三(第百六十六條において準用する場合に限る。)、第五十三條の五(第百六十六條において準用する場合に限る。)、第百六十六條の十(第百六十六條において準用する場合に限る。)、第百三十三條第一項(第百六十六條において準用する場合に限る。)、第百三十六條(第百六十六條において準用する場合に限る。)、及び第百四十五條第七項(第百六十六條において準用する場合に限る。)、の規定による基準

八 法第百十五條の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十七條、第四十八條、第五十七條第四号、第六十三條、第六十四條、第七十九條、第百八十八條、第百七十七條、第百二十九條、第

百三十条、第四百四十五条第六項、第五百五十七条第二項及び第三項、第六百六十一条第七項、第六百八十七条、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに第二百八十三条並びに附則第十九条及び附則第二十条の規定による基準

九 法第十五条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

第一百八条第一項、第三十二条第三項第一号及び第六項第一号口、第一百五十三条第六項第一号イ③(床面積に係る部分に限る)、第六百八十八条第一項第一号(療養室に係る部分に限る)、第二号(病室に係る部分に限る)、第三号(病室に係る部分に限る)、第四号イ(病室に係る部分に限る)及び第五号(療養室に係る部分に限る)、第二百五条第一項第一号(療養室に係る部分に限る)、第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る)及び第五号(療養室に係る部分に限る)並びに附則第二条(第三百二十二条第六項第一号口に係る部分に限る)、附則第八条及び附則第十二条の規定による基準

十 法第十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

第四十九条の二第二項(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百三十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む)、第四十九条の三(第七十四

条、第八十四条、第九十三条、第二百三十三条、第四百四十二条(第五百九十九条において準用する場合を含む)、第五百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む)、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む)、第五十三条の五(第七十四条、第八十四条)、第九十三条、第二百三十二条、第四百四十二条(第五百九十九条において準用する場合を含む)、第五百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む)、第五十三条の十(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第三百三十三条、第四百四十二条(第五百九十九条において準用する場合を含む)、第五百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む)、第二百四十五条、第七十七条第一項から第三項まで、第三百三十三条第一項(第五百九十九条及び第九十五条(第二百十条において準用する場合を含む)を含む)、第三百三十六條(第五百九十九条において準用する場合を含む)、第四百四十五条第七項、第六百一十一条第八項、第九百九十一条(第二百十條において準用する場合を含む)、第九百九十一条、第二百六条第六項、第二百二十二条第七項、第二百三十四条第一項から第三項まで、第二百三十五条第一項及び第二項(第二百二十二条において準用する場合を含む)、第二百三十九条(第二百六十二条において準用する場合

を含む)並びに第二百五十八条第一項から第三項までの規定による基準

十一 法第十五条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第三百三十一条(第六百四十四条において準用する場合を含む)の規定による基準

十二 法第五十四条第一項第二号、第二百五条の二の第二項第一号若しくは第二号又は第九十五条の四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四条第二項各号、第九十五条の二の二第二項各号及び第九十五条の四第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 介護予防サービス事業者 法第八條の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- 三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生勞

(働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。

五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。

七 共生型介護予防サービス 法第一百五十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

八 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービス

提供する者との連携に努めなければならない。

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 基本方針

第四六条 指定介護予防サービスに該当する介護

予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、居室における入浴の支援を行うことによつて、利用者自身の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第五六条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不

適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

第四章 介護予防訪問看護

第一節 基本方針

第六二条 指定介護予防サービスに該当する介護

予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第七五条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予

訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

第七節 基本方針

第七八条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居室において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第八五条 指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らの提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができ

よう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第六章 介護予防居宅療養管理指導

第一節 基本方針

第八七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居室を訪問して、その心身の状況、置かれてその環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第九四条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 基本方針

第一一六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第二四條 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針

は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定

の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働き

かけに努めなければならない。

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 基本方針

2 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第一四三條 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一五一条 (この節の趣旨)

第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第一五二条 ユニット型指定介護予防短期期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第一〇章 介護予防短期期入所療養介護

第一節 基本方針

第一八六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期期入所療養介護（以下「指定介護予防短期期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者及び日常生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防短期期入所療養介護の基本取扱方針）

第一九六条 指定介護予防短期期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科

医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第六節 ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（この節の趣旨）

第二〇三条 第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護の事業（指定介護予防短期期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流

し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第二〇四条 ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針

第二三〇条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第八条の二第九項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指

定介護予防特定施設(特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ)において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第二四六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護(抜方針)

1 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけに努めなければならない。

第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一節 この節の趣旨及び基本方針

(趣旨)

第二五三条 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設サービスの計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という)及び当該指定介護予防特定施設設置の事業者が委託する事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。以下同じ)に当該指定介護予防特定施設サービスを提供する者)は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけに努めなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこの節に定めるところによる。

第二五四条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを通じて円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

7 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第二七七条 指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針

指定介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

第三章 特定介護予防福祉用具販売

第一節 基本方針

第二八一条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者自身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定介護予防福祉用具（法第八条の第二十一項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を

行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針）

第二九〇条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。